

2009年4月30日

新規学校卒業者の採用内定取消し状況等（4月23日現在）について（談話）

日本高等学校教職員組合

書記長 藤田新一

1. 厚生労働省は、4月30日、「新規学校卒業者の採用内定取消し状況等について」（4月23日現在）を公表した。それによれば、高校生の内定取消しは、379人、大学生等1,703人、中学生1人、合計2,082人である。3月23日時点の採用内定取消し件数は、高校生344人、大学生等は1,501人であった。この一ヶ月足らずの間に、高校生は35人、大学生等は202人も増加し、採用内定取消しは、依然として拡大の一途をたどっている。

今回、新たに入職時期繰り下げ（自宅待機、入社日の延期）について公表したが、それによると、高校生475人、大学生等548人、合計1,023人となっている。こうした事実上の雇用破壊は、今後さらに拡大しようとしている。

総計1,023人の入職時期の繰り下げの内訳は、自宅待機755人、入社日の延期268人である。企業規模別にみると99人以下は85人、100～299人は306人、300人以上は632人であり、300人以上の企業が全体の62%を占めている。入職時期繰り下げの対象者に対する雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の活用予定状況は、662人である。

また、文部科学省が、4月29日公表した「平成21年3月新規卒業予定者の就職内定取消し状況(平成21年3月31日現在)に関する調査」によれば、高校生に対する給与、勤務地等雇用条件の変更があった者は1,212人である。入職時期繰り下げ件数は、高校生230人、専修学校510人である。

2. 新規学卒者の雇用破壊は、採用内定取消しから自宅待機、入社日の延期にまで広がり、雇用不安を深め、賃金・労働条件を悪化させ、働く権利を蹂躪する深刻な事態となっている。

厚生労働省が、改正職業安定法施行規則に基づき、企業名の公表を含めた企業への内定取消し防止の指導強化をはかっているが、この施策がまったく機能していないことも改めて明らかにされた。日高教がこの間指摘してきたように、内定取消し企業に対する罰則規定を設けるなど事態の悪化に歯止めをかけるべきである。

厚生労働省は、内定取消しを行わずに、新規学卒者を採用後直ちに休業・教育訓練・出向させて雇用維持を図る場合にも、雇用調整調整金の対象とする特例措置の制度を新たに施行した。しかし、自宅待機、入社日の延期など、入職時期の繰り下げとなっている新規学卒者は、「解雇されるのではないか」、「途中で入社しても仕事についていけないのか」など雇用と仕事に対する不安を抱え苦悩している。

こうした中で、厚生労働省は、1,023 人もの新規学卒者に自宅待機、入社日の延期を行った企業名を公表するとともに、入職時期の繰り下げに至る経過と原因、雇用調整助成金の活用など説明責任を果たすべきである。そのうえで、職業訓練制度の活用など、職場復帰に向けたプログラムの作成など企業の社会的責任を明確にすべきである。また、厚生労働省は、自宅待機などの拡大を防止するために、大企業への指導を強化すべきである。

3. いま、高校生の就職をめぐる情勢は、「就職氷河期」の再来という極めて深刻な状況にある。景気の急激な悪化のもとで求人が激減する一方で、経済的理由で進学をあきらめ、就職に進路を変更する生徒が急増している。

高校生・青年が、社会にでる一歩から失業者になったり、内定取消し、自宅待機、入社日の延期を迫られる社会は、高校生・青年の未来を奪う社会である。

雇用破壊をすすめる、労働者・国民の命と生活を根底から脅かすとともに、日本社会の前途を危うくしている大企業の社会的責任が鋭く問われている。同時に、労働者派遣法の改悪など、雇用破壊を推進してきた大企業いなり政治の責任も重大である。

こうした状況のもとで、日高教は、大企業が雇用を守る社会的責任を果たすことを強く求めるとともに、政治の責任を明らかにして、高校生の就職保障と人間らしく働くルールの確立を求めて奮闘するものである。

以 上